

平成 26 年度市営中浜町住宅 3 4 棟耐震等改修事業

募集要項

平成 26 年 9 月

福岡市

はじめに

福岡市は、平成 26 年度市営住宅耐震改修事業の実施にあたり、民間の保有するノウハウや特殊・特許工法等を積極的に取り入れ、事業のより一層の効率化を図ることを目的に、設計・施工一括発注方式を導入することとしました。

事業者選定にあたっては、幅広く提案を求め、当該事業において最も適した耐震改修工法を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、ここに事業者募集に係る各種手続、要件及び審査等の内容を示します。

目次

第1	事業内容に関する事項	1
1	事業名称	1
2	事業目的	1
3	対象建物及び所在地	1
4	対象業務	1
5	契約方法	1
6	契約金額	2
7	支払条件	2
8	事業工期	2
9	事務局	2
第2	事業者の募集に関する事項	4
1	選定の方法	4
2	募集及び選定のスケジュール	4
3	応募の手続き	4
4	診断報告書等の貸与	5
5	現地調査	5
6	募集要項等に関する質問受付、質問回答の公表	6
7	参加資格の確認及び結果通知	7
第3	参加資格に関する条件等	8
1	参加者の構成	8
2	参加資格要件	8
3	その他	10
第4	一次審査及び二次審査	11
1	一次審査（資格審査）	11
2	一次審査提出書類の受付	11
3	一次審査結果の通知	11
4	一次審査を通過できなかった場合の理由説明受付	11
5	二次審査（提案審査）	12
6	二次審査提出書類の受付	12
第5	事業者の選定	14
1	事業者の選定方法	14
2	審査委員会の設置	14
3	審査の内容	14

4	審査項目	14
5	最優秀提案者の決定	14
6	審査結果及び評価公表	14
第6	提出書類・作成要領	16
1	一次審査（資格審査）に関する提出書類	16
2	応募辞退時に関する提出書類	16
3	二次審査（提案審査）に関する提出書類	16
第7	その他	18
1	留意事項	18
2	情報公開及び情報提供	19

別添資料

資料1 発注仕様書

資料2 事業者選定基準

資料3 様式集

資料4 契約書（案）

第1 事業内容に関する事項

1 事業名称

平成26年度市営中浜町住宅34棟耐震等改修事業

2 事業目的

福岡市（以下「本市」と言う。）では平成23年12月に策定された「福岡市市営住宅ストック総合活用計画【平成23年度～平成32年度】」に基づき、新耐震基準が施行された昭和56年以前に建設され、耐震診断に課題のある市営住宅について、平成32年度までに耐震改修を完了し、耐震化率を100%とすべく、市営住宅の耐震改修をすすめてきた。

本事業において対象となる住棟は、在来工法で行うと住戸閉鎖や入居者移転を伴うため、難易度の高い耐震改修を実施する必要がある。

近年、建築物の耐震改修技術は著しく進歩し、かつ工法の多様化も進んでおり、本市は平成26年度市営中浜町住宅34棟耐震等改修事業（以下「本事業」と言う。）の実施にあたり、設計・施工一括発注方式を導入することで、民間の保有するノウハウや特殊・特許工法等を積極的に取り入れ、事業のより一層の効率化を図ることとした。

事業者選定にあたっては、公募型プロポーザル方式により提案を幅広く求め、優れた耐震性能を有し、かつ居ながらの施工や居住環境等にも配慮された本事業に最も適した耐震改修工法を選定し施工することを主な目的とする。

3 対象建物及び所在地

対象建物： 市営中浜町住宅34棟

所在地： 福岡市城南区鳥飼7丁目

4 対象業務

本事業を実施する者として選定された民間事業者（以下「事業者」という。）は、以下の業務を行う。

なお、業務内容の詳細は、「発注仕様書」に示す。概略は以下のとおり。

- (1) 耐震改修工事（電気設備工事及び機械設備工事を含む）
- (2) 外壁改修工事（電気設備工事及び機械設備工事を含む）
- (3) 屋上防水改修工事（電気設備工事及び機械設備工事を含む）
- (4) 上記(1)～(3)の工事の設計業務及び工事監理業務

（設計業務には、上記(1)に係る耐震改修計画の作成及び第三者機関の判定取得を含む。）

5 契約方法

本市は、選定された事業者と随意契約により、設計・施工一括契約を締結する予定

である。

6 契約金額

契約金額は、事業者の提案額を基本に定めることとする。ただし、提案金額の上限価格は、税抜価格 362,116 千円とし、提案はその範囲内で行うこと。

提案金額が上記上限価格を超えている場合は、失格となる。

7 支払条件

契約金額の支払いは、概ね下記のとおりとする。詳細は、本市と事業者との間で締結する契約書に示す。

(1) 設計費

設計業務完了時に一括で支払う。

(2) 施工費

工事の進捗にあわせて、前金払、中間前金払、部分払い及び完了払にて行う。支払いは、全て平成 27 年度に行う。

支払内容	支払限度額	備考
前金払	施工費相当額の 40%以内	
中間前金払	施工費相当額の 20%以内	
部分払い (施工期間中 1 回)	施工費相当額の 90%以内で、 前払い金額を除いた額	※出来高払い
完了払	施工費相当額の残高	

(3) 工事監理費

上記(2)の施工費完了払時に合わせて一括で支払う。

8 事業工期

契約の締結 平成 27 年 2 月頃

事業工期 契約締結の翌日から平成 28 年 3 月 20 日まで

9 事務局

本事業に係る事務局は、次のとおりとする。また、各種手続き、連絡先、提出先、問い合わせ先等は、特に指定のない限り下記を窓口とする。

福岡市住宅都市局住宅部建替・改善課

住 所 〒810-8620 福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号

電 話 092-711-4549

F A X 092-711-4597

E-mail tatekae.HUPB@city.fukuoka.lg.jp

また、事務局に対する助言を行うため、次の協力者を置くこととし、これらの協力者は本事業には参加できないものとする。また、事業者選定前までに協力者と本事業

に関し接触を持ち、又は持とうとした応募者は失格とする。

株式会社 長大 東京都中央区日本橋蛸殻町1-20-4

株式会社 日総建 東京都渋谷区幡ヶ谷1-34-14

東京丸の内法律事務所 東京都千代田区丸の内3-3-1

第2 事業者の募集に関する事項

1 選定の方法

公募型プロポーザル方式により選定する。

2 募集及び選定のスケジュール

本事業の事業者の募集及び選定にあたってのスケジュールは、下表のとおりとする。
なお、当スケジュールは変更する場合がある。

	日程	内容
平成 26 年	9 月 19 日 (金)	募集要項等の配布開始
	9 月 22 日 (月) ~26 日 (金)	診断報告書等の貸与申込の受付
		現地調査の受付
	10 月 1 日 (水) ~ 3 日 (金)	現地調査
	10 月 8 日 (水) ~10 日 (金)	募集要項等に関する質問の受付
	10 月 24 日 (金)	募集要項等に関する質問に対する回答の公表
	11 月 5 日 (水) ~10 日 (月)	一次審査提出書類の受付
	11 月 21 日 (金)	一次審査結果の通知
	11 月 25 日 (火) ~27 日 (木)	一次審査を通過できなかった場合の理由説明受付
	12 月 3 日 (水)	一次審査を通過できなかった場合の理由説明に対する回答
12 月 12 日 (金)	提案書の受付締切	
平成 27 年	1 月中旬※	ヒアリング・提案内容確認
	1 月下旬	最優秀提案者の決定
	2 月中旬	契約締結
	2 月中旬	審査講評公表

※ ヒアリング・提案内容確認は必要に応じて行うこととする。

3 応募の手続き

募集要項等については、福岡市ホームページに掲載するほか、参加希望者を対象に下記の場所にて配布する。

(ホームページアドレス <http://www.city.fukuoka.lg.jp>)

(1) 配布期間

平成 26 年 9 月 19 日 (金) から 9 月 25 日 (木)

※ ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日は除く

(2) 配布場所及び時間

福岡市住宅都市局住宅部建替・改善課

9 時から 17 時まで (12 時から 13 時までを除く)

4 診断報告書等の貸与

本事業に係る応募者の参入促進及び理解向上等のため、と本市が実施した市営中浜町住宅34棟（以下「本施設」という）の耐震第三次診断報告書及び当初発注図、地質柱状図（以下、総称して「診断報告書等」という。）の電子データを、次のとおり本事業の応募者のうち、希望者に貸与する。

(1) 貸与申込方法

応募者は、本市のホームページより、（様式1-2）診断報告書等の貸与申込書のファイル入手し、必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付し、下記申込先に提出すること。なお、メールタイトルは「診断報告書等貸与申込」と明記すること。なお、電話での受付は行わない。

○申込先

福岡市住宅都市局住宅部建替・改善課

(2) 申込期限

平成26年9月26日（金）午後5時必着

(3) 診断報告書等の受領時の手続き

事前に本市に送信した診断報告書等の貸与申込書に押印のうえ、診断報告書等の受領時に提出すること。当該押印済申込書と引換えに診断報告書等の貸与を行う。

なお、貸与された診断報告書等は貸与期間内に、速やかに本市に返却するものとする。

5 現地調査

本事業に係る理解向上等のため、応募者が個別に工事場所の現地調査を実施することが可能な機会を設ける。

現地調査の日程、方法等は次のとおりである。

(1) 調査日時

平成26年10月1日（水）から10月3日（金）

※ 午前9時～午後4時半の間で各棟1者あたり1時間半程度を予定

(2) 調査方法

ア 本市立会いの元、入居者の生活等に支障のない範囲内で目視により見学すること。

イ メジャー、レーザー距離測定器、簡易な水準器など施設に影響を与えない機器の利用は可能とする。

(3) 現地調査の受入が可能な者

次の事項を満たす者について、現地調査の受入を可能とする。

- ア 本事業の応募者
- イ 現地調査の実施日に本募集要項「第3 2 参加資格要件」を満たしている者

(4) 現地調査の申込方法

ア 申込方法

現地調査を希望する応募者は、本市のホームページより、(様式1-3) 現地調査申込書のファイル入手、必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付し、下記申込先に提出すること。なお、メールタイトルは「個別現地調査申込」と明記すること。また、電話での受付は行わない。

イ 現地調査の時間

現地調査申込書を送信後、下記申込先に電話のうえ、現地調査の時間を設定すること。

ウ 申込先

福岡市住宅都市局住宅部建替・改善課

エ 申込期限

平成26年9月26日(金)午後5時必着

6 募集要項等に関する質問受付、質問回答の公表

(1) 募集要項等に関する質問受付

募集要項等に記載の内容に関する質疑応答を以下アからウに示す要領にて行う。

ア 受付期間

平成26年10月8日(水)から10月10日(金)午後5時必着

イ 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、(様式1-1) 募集要項等に関する質問書(Excel)に記入の上、電子メールにファイルを添付し、下記申込先に提出すること。なお、電子メールで送信する際のメールタイトルは「募集要項等に関する質問」と明記すること。

また、送付後、提出先へ電話にて受信の確認を行うこと。

ウ 提出先

福岡市住宅都市局住宅部建替・改善課

(2) 募集要項等に関する質問回答の公表

募集要項等に関する質問回答は平成26年10月24日(金)を目処に本市のホームページにおいて公表し、個別に回答を行わないものとする。なお、質問者の事業者

名は公表しないものとする。

7 参加資格の確認及び結果通知

(1) 参加資格の確認

本募集要項「第3 2 参加資格要件」の参加資格に関する事項について、本募集要項「第4 一次審査及び二次審査」に示すとおり参加資格の確認を行い、全ての要件を満たす者が参加資格を有する者とする。

(2) 参加資格審査結果通知

上記(1)の確認結果は本募集要項「第4 3 一次審査結果の通知」のとおり通知する。

第3 参加資格に関する条件等

本事業プロポーザルに応募する参加者は、次に掲げる要件をすべて備えていることとする。

1 参加者の構成

(1) 参加者の定義

参加者の構成は、次のとおりとする。

ア 参加者は、本市の求める性能を備えた本事業の対象工事の設計、施工及び工事監理をすることのできる企画力、資力、信用、技術的能力及び実績を有する複数の企業（以下、「構成企業」という。）により構成されるグループ（以下、「参加グループ」という。）とする。

イ 参加者は、本事業の対象工事の実施設計及び工事監理を行う企業（以下、「設計企業」という。）1社及び本事業の対象工事を施工する企業（以下、「建設企業」という。）1社の合計2社、もしくは、設計企業1社及び建設企業2社で組成される特定建設工事共同企業体（以下、「JV」という。）により構成されるものとする。

ウ 構成企業から直接業務の一部を受託し又は請け負う者を協力企業とする。

(2) 代表企業の選定

ア 建設企業を参加者の代表企業とし、参加資格確認書類にて明らかにするものとする。なお、JVにあつては、代表構成員が参加グループの代表企業となること。

イ 代表企業は、本プロポーザルへの応募手続きや事業者となった場合の契約事務を含め、本市との調整・協議等における窓口役を担うほか、本業務に係る参加グループ内の全ての調整等の責任を負うものとし、本市への登録及び提出、並びに本市からの通知等については、原則として全て代表企業を通じて行われるものとする。

(3) 複数応募の禁止

参加グループの構成企業及び参加グループの構成企業と資本関係又は人的関係のある者は、他の参加グループの構成企業になることはできないものとする。

2 参加資格要件

(1) 構成企業の共通参加資格要件

参加グループの全ての構成企業及び協力企業は、次に掲げる要件のいずれにも該当しない者とする。

ア 本公表から契約締結の日までの間に福岡市競争入札参加停止等措置要領に基

- づく競争入札参加停止等の措置を受けている期間がある者。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び同条第6号の規定による暴力団及び暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者。
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- エ 建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。
- オ 商法（明治32年法律第48号）第381条第1項の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者、または、民事再生法（平成12年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし手続き開始決定を受けている者を除く。
- キ 本募集要項「第19」に記載の協力者及びこれらのいずれかと資本関係又は人的関係のある者。
- ク 本募集要項「第52」に記載の審査委員が属する法人又はその法人と資本関係又は人的関係のある者。

(2) 設計企業の参加資格要件

設計企業は、以下に示す要件を全て備えていることとする。なお、下記キについては、本事業に係る耐震改修計画の作成及び、耐震改修計画に係る第三者機関の判定取得を協力企業に委託する場合、当該協力企業が満たすことも可とする。また、その場合は、提出様式にて当該協力会社名及び担当者氏名を明記すること。

- ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けており、本市に本店を有していること。
- イ 参加資格確認日において、「福岡市競争入札有資格者名簿（委託：建築設計）」に登載されていること。
- ウ 上記イの資格者名簿において建築設計を希望順位1位としていること。
- エ 設計企業と参加表明書の受付日から起算して過去3カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があり、一級建築士である管理技術者（設計業務の技術上の管理等を行う者をいう。）を配置できること。
- オ 設計企業と参加表明書の受付日から起算して過去3カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある一級建築士である工事監理技術者（建築基準法第5条の4第4項の規定による工事監理者をいう。）を専任で配置できること。
- カ 本事業の建設企業（建設企業と資本関係又は人的関係のある者を含む。）でないこと。
- キ 平成13年度以降に、「既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会」に参加している判定委員会に耐震改修計画を作成し評価書を取得した実績を有する一級建築士を、自社において1名以上有し、本事業に係る耐震改修計画の作成、耐震改修計画に係る第三者機関の評価取得に当たる者として、配置

しうること。

(3) 建設企業の参加形態

建設企業の参加形態は以下のいずれかとする。(※ J V 代表者は A 等級に限る)

単体企業 (1 社)	建築 A 等級
J V (2 社)	建築 A 等級 + 建築 A 等級
	建築 A 等級 + 建築 B 等級

(4) 建設企業の参加資格要件

J V にあつては、下記ア～エについては、すべての構成員が満たすものとし、オについては、少なくとも 1 社は満たしていること。

ア 建設業法第 3 条第 1 項の営業所のうち本店を福岡市内に有する者 (以下、「市内建設業者」という。) であること。

イ 参加資格確認日において「福岡市競争入札有資格者名簿 (工事：建築)」に登録されていること。

ウ 上記イの資格者名簿において建築一式工事を希望順位 1 位としていること。

エ 建設業法の規定を遵守し、同法第 26 条に基づく監理技術者又は主任技術者 (以下「監理技術者等」という。) を、工事期間中において、専任かつ常駐で適切に配置すること。

オ 配置する監理技術者等は、次の要件をすべて満たすこと。なお、事業者選定後においては、実際に配置する監理技術者等の変更は原則として認められない。

(ア) 各現場に配置する監理技術者等のうち 1 名は、一級建築施工管理技士若しくは一級建築士の資格を有する者又は建設業法第 15 条第 2 号ハの規定による認定を受けた者であること。

(イ) 建設業法第 27 条の 18 第 1 項の規定による建設工事業に係る監理技術者資格者証を有し、建設業法第 26 条第 4 項に規定する監理技術者講習修了証を有している者で、参加表明書の受付日から起算して過去 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

3 その他

(1) 地場企業の活用について

参加者は、下請や資材調達にあたって、積極的に地場企業を活用すること。

第4 一次審査及び二次審査

1 一次審査（資格審査）

応募者が備えるべき参加資格の要件（本募集要項に規定されている要件）を満たしているかどうかの確認審査を行う。1項目でも当該要件を満たしていない場合は失格（参加資格がない）とする。

2 一次審査提出書類の受付

応募者は、参加表明書を含む一次審査書類を、次の(1)から(4)に示すとおりの要領で本市に提出する。

なお、一次審査書類の作成については、本募集要項「第6 提出書類・作成要領」に従うこと。

(1) 受付期間

平成26年11月5日（水）から11月10日（月）

（午前9時～午後0時、及び午後1時～午後5時の間とする。土曜日と日曜日は除く。郵送の場合は11月10日午後5時必着）

(2) 提出書類

本募集要項「第6 提出書類・作成要領」に記載の必要書類を提出のこと。

(3) 提出方法

一次審査書類は郵送（配達証明付）又は持参する方法により提出のこと。

表に「平成26年度市営中浜町住宅34棟耐震等改修事業 一次審査提出書類在中」と朱書すること。

指定された日時に提出を終えない場合、いかなる理由があっても、再提出はできない。

なお、平成26年11月4日（火）までに下記提出先に電話をし、一次審査書類の提出する方法及び持参日時を事前に設定すること。

(4) 提出先

福岡市住宅都市局住宅部建替・改善課

3 一次審査結果の通知

一次審査の結果は平成26年11月21日（金）を目処に電子メールにて通知する。

4 一次審査を通過できなかった場合の理由説明受付

一次審査を通過できなかった者は、その理由について、書面により次の(1)から(4)に示すとおりの要領で説明を求めることができる。

- (1) 受付期間
平成 26 年 11 月 25 日（火）～11 月 27 日（木）
（午前 9 時～午後 0 時、及び午後 1 時～午後 5 時の間とする。土曜日と日曜日は除く。郵送の場合は 11 月 27 日午後 5 時必着）
- (2) 提出方法
説明要求の書面（様式自由）を持参し説明を求めることができる。電子メール、郵便、FAX、電話等は不可とする。
- (3) 提出先
福岡市住宅都市局住宅部建替・改善課
- (4) 回答結果
説明を求めた者に対し、平成 26 年 12 月 3 日（水）を目処に書面により、郵送にて回答する。

5 二次審査（提案審査）

- (1) 提案価格の適格審査
提案書に記載された提案価格が提案金額の上限価格の範囲内であることを確認する。上限価格を超える場合は失格とする。
なお、応募者が 1 者の場合も、提案審査を行うものとする。
- (2) 基礎項目の適格審査
提案価格の適格審査に合格した応募者から提出された提案審査書類について基礎審査を実施し、提案内容が、発注仕様書に定める事項を全て満たしているかを審査する。
提案審査書類が次のいずれかに該当した場合には、当該提案審査書類を提出した者は失格とする。
ア 必要な項目の記載がない。
イ 発注仕様書に定める事項のうち満たしていないものがある。
- (3) 加点項目の審査
基礎審査に合格した提案審査書類について、事業者選定基準に基づき審査を行い、審査結果を定量化する。

6 二次審査提出書類の受付

参加資格確認通知を受理した者は、次により価格提案書を含む二次審査提出書類を提出する。二次審査提出書類は持参による方法により本市に提出する。

また、二次審査提出書類の作成については、本募集要項「第 6 提出書類・作成要領」に従うこととする。

二次審査においては、応募者に対して、提出された技術資料の内容に関するヒアリング（以下「ヒアリング」という。）を実施することがある。ヒアリングを実施する場合は、事前に通知する。

ヒアリングにおいて確認した内容は、書面で記録を行い、提案審査書類の一部を構成し、同等の効力を有するものとする。

なお、ヒアリングに特別な理由がなく応じられない場合は、参加資格を取り消すものとする。

(1) 提出日時

平成 26 年 12 月 12 日（金）

(2) 提出書類

書類を提出するときには所定の表紙と見出しをつけ 1 分冊とし、所定の部数提出すること。様式の詳細は様式集による。

(3) 提出方法

表に「平成 26 年度市営中浜町住宅 3 4 棟耐震改修事業 第二次審査提出書類在中」と朱書すること。

なお、平成 26 年 12 月 11 日（木）までに下記提出先に電話をし、二次審査書類を提出する時間を事前に設定すること。

(4) 提出先

福岡市住宅都市局住宅部建替・改善課

第5 事業者の選定

1 事業者の選定方法

本事業の事業者の選定にあたって、応募者のうち最も優れた提案を行った者を客観的に評価し選定する。

2 審査委員会の設置

本市は、事業者の選定において、公正性及び透明性を確保することを目的に、学識経験者で構成される「福岡市営住宅耐震改修事業審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置している。

なお、委員は以下のとおり（敬称略）。

委員名	所属・役職等
蜷川 利彦	九州大学大学院人間環境学研究院教授
岡田 知子	西日本工業大学デザイン学部建築学科教授
柴田 久	福岡大学工学部社会デザイン工学科教授

※ 事業者選定前までに選定委員と本事業に関し接触を持ち、又は持とうとした応募者は失格とする。

3 審査の内容

委員会において、事業者選定基準に基づき、本事業に係る技術提案書等の提案内容による技術評価点と提案価格による価格評価点の合計得点（総合評価点）が最も高い提案を最優秀提案者として選定する。

4 審査項目

審査項目は、別添資料「事業者選定基準」を参照すること。

5 最優秀提案者の決定

本市は、委員会から最優秀提案者の選定の答申を受け、その結果に基づき最優秀提案者を決定する。本市は、決定された最優秀提案者を事業者とし、随意契約により、設計・施工一括契約を締結する予定である。

6 審査結果及び評価公表

(1) 最優秀提案者の公表

本市が最優秀提案者を決定した場合は、全ての応募者に対して当該応募者の合否について書面にて通知するとともに、審査の結果は本市ホームページ等を通じて公表する。

(2) 参加資格の喪失等

以下のいずれかに該当した場合、失格とする。

ア 提案書の提出期限以降、最優秀提案者の決定までに、参加グループのいずれかが本募集要項「第3 参加資格に関する条件等」に定める参加資格を喪失した場合。

イ 最優秀提案者の決定までに、参加グループのいずれかが、本募集要項「第19」に示す協力者、または、本募集要項「第5 2」に示す審査委員会委員に対して、本事業に関して直接間接を問わず連絡を求めたり接触をした場合。

ウ 提出書類に虚偽の記載をした場合。

(3) 選定の取消し

本市は、選定した事業者が、契約締結までに本募集要項「第3 参加資格に関する条件等」に定める参加資格を喪失したときは、選定を取り消すことができる。ただし、やむを得ない事由による場合は、本市と協議を行うこととする。

(4) 審査講評の公表

本市は、事業者選定後に審査の経緯及び審査結果を記載した審査講評を公表する。審査講評の公表時期は、平成27年2月頃を予定している。

第6 提出書類・作成要領

1 一次審査（資格審査）に関する提出書類

応募者は、（様式2-1）から（様式2-7）について、所定の部数を一括して提出すること。

2 応募辞退時に関する提出書類

一次審査書類を提出した者で応募を辞退する場合は、応募辞退書（様式3-1）を提出すること。

3 二次審査（提案審査）に関する提出書類

(1) 一般的事項

二次審査の提出書類は、各様式の要領に従い記載すること。

（様式4-1）価格提案書、（様式4-2）提案価格内訳書は封筒に入れ厳封すること。（様式5-1）から（様式7-7）は1冊とし、表紙と見出しをつけて、所定の部数を提出すること。ただし、正本には（様式4-3）を綴じることとする。

また、それぞれファイル形式に応じた電子ファイルをCD-Rにて提出すること。その他、下記アからクまでの各規定に従うこと。

ア 各様式の所定の欄に、本市より送付された参加資格確認通知書に記載された提案受付番号を記載する。

イ 正本については応募者名をつけ、副本については、住所、会社名、氏名等応募者を特定できる表記は付さない（規定のある場合を除く。）。

ウ 応募書類の変更、差替え、又は再提出は一切認めない。

エ 応募書類の具体的な内容は、様式集を参照すること。

オ 応募書類の作成に当たっては、その主旨が十分に伝わるよう、具体的かつ簡潔な文章表現とすること。また、必要に応じて、文書表現を補うために着色や図表等を採用しても構わない。

カ 応募書類で使用する本文の文字の大きさは、原則として10ポイント以上とすること。

キ 模型の提出は不可とする。ただし、透視図や各計画図などへ模型写真をカットとして表示することは認める。

ク 応募書類については再生紙を使用して作成すること。ファイルについては再利用に不向きな素材としないこと。

(2) 価格提案書

提案価格は、本募集要項「第1 6 契約金額」を踏まえた、金額の総額（消費税、地方消費税を除く。）とすること。

(3) 技術提案書、添付資料、及び設計図書

各々書類ごとに表紙（様式5-1）（様式6-1）（様式7-1）と見出しを付け、1冊にまとめ（A4縦長左綴じ、「正本（製本1部）」及び「副本バインダー綴じ9部」）を提出する。また、二次審査（提案審査）に関する提出書類のうち、技術提案書（様式5-1～様式5-6）、添付資料（様式6-1～様式6-3）及び設計図面（様式7-1～様式7-7）の電子媒体（CD-ROM）を2セット提出する。

なお、バインダーは、2穴式とし、簡易でかさばらないもの（取り外しが可能なもの）を使用すること。

図面は、JISの建築製図通則に従い、紙面の上を北とする。

設計図面①（様式7-2）から設計図面⑤（様式7-7）までのすべての紙面の右下に「市営中浜住宅34棟耐震等改修事業 応募案」、図面等名称、提案受付番号を記載する。副本には会社の特定できるマーク等の表示は付さないこと。

なお、各図面とも説明の記入、着色は自由とする。

第7 その他

1 留意事項

(1) 募集要項の承諾

応募者は、価格提案書及び技術提案書等の提出をもって、募集要項（本募集要項の他に「発注仕様書」「事業者選定基準」「契約書（案）」「様式集」を含む）の記載内容を承諾したものとする。

(2) 費用負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

(3) 提出書類の取扱い・著作権

ア 著作権

提出書類の著作権は、それぞれの作成者に帰属する。なお、提出書類は返却しない。

イ 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリケーションソフトウェア、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負う。

ただし、本市が、工事材料、施工方法、維持管理方法等を指定した場合で、設計図書等に特許権等の対象である旨が明示されておらず、応募者が特許権等の対象であることを過失なくして知らなかった場合には、本市が責任を負う。

ウ 提案書の情報公開請求

提出書類に係る内容は、「福岡市情報公開条例」第7条に基づき非公開の対象とする。

エ 市の使用・公表

本事業において公表が必要な場合、その他本市が必要と認めるときには、本市は、提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

なお、提案内容を公表する場合には、事前に当該事業者の承諾を得るものとする。

(4) 本市からの提示資料の取扱い

本市が提供する資料は、応募に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

(5) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

(6) 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。

(7) 使用言語及び単位、時刻

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

2 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報の公開及び情報の提供は、本市ホームページを通じて適宜行う。

本募集要項に定めることその他、プロポーザル実施にあたって必要な事項が生じた場合においては、本市のホームページを通じて情報提供を行う他、参加表明書受付以降については、応募者に個別に通知する。

以上